

「広報香美」「香美市公式ホームページ」に掲載する有料広告を募集します

市民の皆さんに役立つ生活情報の提供や、地元企業、業者等の育成・振興、市の自主財源の確保を目指して、平成20年1月から「広報香美」（毎月1日発行、全戸配布）と「香美市公式ホームページ」に広告を掲載することになりました。そこで、次のとおり広告を募集します。

	広報香美	香美市公式ホームページ
広告の大きさ	①1号広告(全枠) 縦45ミリメートル×横175ミリメートル ②2号広告(半枠) 縦45ミリメートル×横85ミリメートル	バナー広告 縦50ピクセル×横180ピクセル
位置および枠数	「お知らせ」頁の最下段で 4頁以内	トップページへ8枠
掲載料	①1号広告 1回あたり 20,000円 ②2号広告 1回あたり 10,000円	・市内に事業所等を有する場合の月額 ①1カ月間:6,000円 ②3カ月間:16,500円 ③6カ月間:30,500円 ④9カ月間:41,500円 ⑤12カ月間:50,000円 (※市外は別料金)
申込締切日	掲載希望月の前々月の20日	掲載希望月の前々月末

【募集する広告の規格等】

【掲載できる広告】

公共性・品位を損なわないもの、市民に不利益を与えないもの、中立性のあるものなど。

【申込方法】

申込書に原稿(案)を添えて、締切日までに企画課広報広聴係までご提出ください。

申込書は企画課にあります。また香美市公式ホームページからもダウンロードできます。

▶香美市公式ホームページ



広告入り封筒を寄附していただける事業者を募集します

香美市では経費削減等を目的に、市が使用する次の封筒について、広告入り封筒を作成し寄附いただける事業者を募集します。

【封筒の種類】

- ・窓口用封筒(サイズⅡ角形3号)角形A4号の間、所要枚数:5千枚)
- ・公用封筒(サイズⅡ長形3号、所要枚数:5万枚/サイズⅡ角形2号、所要枚数:2万4千枚)

【掲載できる広告】

公共性・品位を損なわないもの、市民に不利益を与えないもの、中立性のあるものなど。

【使用期間】

香美市役所内に設置してから、封筒の配布および使用が終わるまでの期間
※平成20年4月から使用予定。

【その他】

事業者決定後は、協定書を結ぶこととなります。

【申込方法】

申込書に原稿(案)を添えて、締切日までに企画課広報広聴係までご提出ください。

【締切日】 11月30日(金)

有料広告、広告入り封筒の寄附について、詳しくは、左記までお問い合わせください。

【申込・問い合わせ先】

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1-2-1
香美市役所企画課広報広聴係
TEL 53-3114、FAX 53-5958
http://www.city.kami.kochi.jp/

廃棄物の野外焼却（野焼き）は 禁止されています!!



① 野外での焼却は一部の焼却を除き禁止されています

「野焼き」は、低温で燃焼するため不完全燃焼を起こし、黒煙や悪臭が発生しやすくなります。また、猛毒のダイオキシン類も発生しやすいという問題があるため、一部の焼却を除いて法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されています。（平成13年4月から）

また、例外となる焼却についても周囲から煙、臭いの苦情がある場合は、焼却の中止をお願いします。（天候や風向きに十分注意し、少量ずつ燃やすなど周囲の生活環境に配慮してください）

例外となる焼却

- ・ 農業、林業、漁業に伴うやむを得ない焼却（もみ殻、稲わら、あぜ道の草、山野の下枝、魚網にかかったゴミ 等）
 - ・ 日常生活上の軽微な焼却（落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー 等）
 - ・ 風俗習慣、宗教上の行事に伴う焼却（どんど焼きのしめ縄や門松、塔婆の供養 等）
 - ・ 災害や凍霜害等の予防、応急対策や復旧のために必要な焼却（災害等の応急対策、火災予防訓練 等）
 - ・ 国、地方公共団体が施設管理のために行う焼却（河川敷の草、道路側の草、海岸の漂着物 等）
- ※ **ビニール・プラスチック類の焼却はしないでください。**

② 基準を満たさない小型焼却炉は使用できません

次の構造基準を満たさない焼却炉は使用できません。（平成14年12月から）

- ・ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- ・ 空気取り入れ口および煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、廃棄物を焼却できるものであること。
- ・ 燃焼室ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。



※ **廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可対象施設には、さらに厳しい基準が適用されます。**

上記の①②に違反すると（未遂も同じ）、懲役5年以下もしくは1,000万円以下の罰金、またはその併科に処せられます。法人については、1億円以下の罰金刑を科せられます。